

高鍋町告示第20号

令和6年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月8日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和6年4月12日（金）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 日高 正則君 | 森崎 英明君 |
| 橋 重文君 | 春成 勇君 |
| 兒玉 秀人君 | 中村 末子君 |
| 田中 義基君 | 森 弘道君 |
| 加藤 秀文君 | 檜原 富子君 |
| 松岡 信博君 | 緒方 直樹君 |
| 古川 誠君 | 永友 良和君 |

○応招しなかった議員

令和6年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和6年4月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年4月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [令和5
年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第6 議案第38号 高鍋駅舎大規模改修工事請負契約について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [令和5
年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第6 議案第38号 高鍋駅舎大規模改修工事請負契約について
-

出席議員(14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 日高 正則君 | 2番 森崎 英明君 |
| 3番 橋 重文君 | 5番 春成 勇君 |
| 6番 兒玉 秀人君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 田中 義基君 | 10番 森 弘道君 |
| 11番 加藤 秀文君 | 12番 檜原 富子君 |
| 13番 松岡 信博君 | 14番 緒方 直樹君 |
| 15番 古川 誠君 | 16番 永友 良和君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 黒木 敏之君 | 副町長 | …………… | 小山 圭一君 |
| 教育長 | …………… | 島埜内 遵君 | | | |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | …………… | | | | 横山 英二君 |
| 財政経営課長 | …………… | 野中 康弘君 | 建設管理課長 | …………… | 芥田 賢治君 |
| 農業政策課長 | …………… | 飯干 雄司君 | 農業委員会事務局長 | … | 杉 英樹君 |
| 地域政策課長 | …………… | 山下 美穂君 | 危機管理課長 | …………… | 宮越 信義君 |
| 会計管理者兼会計課長 | …………… | | | | 鳥取 和弘君 |
| 町民生活課長 | …………… | 日高 茂利君 | 健康保険課長 | …………… | 井戸川 隆君 |
| 福祉課長 | …………… | 杉田 将也君 | 税務課長 | …………… | 濱本 生代君 |
| 上下水道課長 | …………… | 渡部 忠士君 | 教育総務課長 | …………… | 岩佐 康司君 |
| 社会教育課長 | …………… | 濱本 明俊君 | | | |

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和6年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 日高正則。おはようございます。令和6年第2回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る4月9日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、財政経営課長の2名、議会事務局より会期日程説明のため議会事務局長が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）外専決処分の承認を求めるが2件、議案第38号高鍋駅舎大規模改修工事請負契約についての合計4件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたところ、質疑はなく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については本日4月12日の1日間とすることで

委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして、2番、森崎英明議員、3番、橋重文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日4月12日の1日間にした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日4月12日の1日間
に決定いたしました。

日程第3. 議案第35号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専
決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。議案第35号（専決第1号）高鍋町
税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和6年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する
法律において、個人住民税の定額減税に関する改正が行われたこと等に伴い、所要の改正
を行うものでございます。

なお、同法律は、令和6年3月30日に交付、同年4月1日から施行されており、税務
事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決
処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。議案第35号（専決第1号）高鍋町税条例の一部
改正について、詳細説明を申し上げます。

資料を御覧ください。

今回の改正は、令和6年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律
が令和6年3月30日に交付され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、
関係する条項を改正し、専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容でございますが、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配

偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税を実施する定額減税が実施されることに伴い、個人住民税の減税の方法等に関する規定を整備するものでございます。

今回の定額減税の対象となるのは、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者で、特別控除の額は本人1万円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき1万円を合計した額でございます。

減税の方法につきましては、給与所得者、公的年金等受給者、事業所得者等に分けて規定されており、給与所得者の場合は令和6年7月から令和7年5月までの11か月で均等に控除、公的年金等受給者の場合は令和6年10月で控除し、このとき控除しきれなかった額は12月以降順次控除、事業所得者等につきましては第1期分で控除し、控除しきれなかった額は第2期以降順次控除することとなっております。

そのほか固定資産税の負担調整措置に関する改正、法律等の改正に合わせて項ずれ等の反映を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。只今、担当課より説明がございました。これは住民税を減税するという事は、町税が減額になるということと考えてよろしいのかと思うんですけども、そうなってきた場合に、どういった自治体への手当を行ってくれるのか、国のほうの方針はどうなっているのか、それをお聞かせください。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。減税によります個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることとなっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」は、原案のとおり

り承認されました。

日程第4. 議案第36号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第36号（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和6年度税制改正の大綱に基づく地方税法施行例の一部を改正する政令において、課税限度額の引上げや軽減判定所得基準額の見直しなどが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同政令は令和6年3月30日に交付、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。議案第36号（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

資料を御覧ください。

今回の改正は、令和6年度税制改正の大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に交付され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する条項を改正し、専決処分をしたものでございます。

改正の主なものは2点でございます。

まず、国民健康保険税応能分所得割の関係でございますが、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げに伴う改正で、現行の22万円から24万円に引上げるものでございます。

次に、国民健康保険税応益分均等割、平等割の関係でございますが、経済動向を踏まえた軽減判定所得基準額の見直しに伴う改正で、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減の場合、現行の29万円から29万5,000円に、2割軽減の場合53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引上げるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日で、令和6年度の保険税より適用となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この引上げに従って大体どれぐらいの住民、国保加入者が、どれ

ぐらいの人たちの保険税が引上げられるのか、そして、その平均値は出されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。今回の課税限度額の引上げの影響を受ける世帯数は、あくまでも令和5年度の賦課ベースで69世帯、全体の2.4%と想定されます。議員のおっしゃいました平均額というのは算定しておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第37号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）「令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第37号（専決第3号）令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額が確定したことから、財源の更正を行ったものでございます。

なお、交付金の額の確定が、令和6年第1回高鍋町議会定例会の閉会后となりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,866万3,000円を、新型コロナウイルス感染症対応施策の財源として組み入れるとともに、

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,395万5,000円を住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金事業に組入れ、財政調整基金繰入金656億6,000円及びふるさとづくり基金繰入金3億4,605万2,000円を減額する財源更正のみでございます。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 「656万6,000円」を「656億」と言ったそうでございます。すみません。失礼を申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が確定したことに伴い、交付金を充当する事業の財源更正を行ったものでございます。

補正の内容について御説明します。

まず、歳入について、予算書は6、7ページでございます。

国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億7,866万3,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億7,395万5,000円、それぞれ増額し、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を656万6,000円、ふるさとづくり基金繰入金を3億4,605万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、予算書8ページから11ページまででございますが、歳出予算額の増減はございません。

今回の補正予算につきましては、国庫補助金が増となったものでございますが、事業費の増減は行わず、基金繰入金を減額するという財源の調整、いわゆる財源更正のみを行うものでございます。

なお、専決処分の日は、令和6年3月31日でございます。

詳細説明は以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点だけ、住民税非課税世帯へ行く世帯数というのは、この前も聞きましたけれども、再度お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金、新型コロナの分と物価高騰対策分3万円と7万円ございましたが、3万円の給付金のほうが、非課税世帯が2,696世帯、家計急変世帯12世帯の給付となっております。それから7万円の給付ですが、非課税世帯が2,565世帯、家計急変世帯が6世帯の給付実績となりました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第37号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

しかし、今回の住民税非課税世帯へ配られるもの、これは以前の一般会計のときには申し上げませんでしたけれども、私、その後から住民の皆さんからこういうお叱りを受けました。住民税非課税世帯へ、このような国からの配付があったとしても、それをパチンコに行ったり、子どものために使うわけではない。そして、自分たちの暮らしのために使うわけではない世帯が幾世帯かあるということを聞いております。やはりそういう世帯がないようにですね、できれば皆さんの大切な税金で受けるわけですから、それをきちんと啓発をしていただくようお願いをして、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）「令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）」は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第38号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第38号高鍋駅舎大規模改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第38号高鍋駅舎大規模改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の工事請負契約に関する予算は、令和6年第1回定例会に提案し可決いただいておりますが、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプを活用し、高鍋駅舎大規模改修工事を行うものでございます。

契約の目的は、高鍋駅舎大規模改修工事。工事場所は、高鍋町大字蚊口浦5854番地1。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は1億5,785万円。契約の相手方は、宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長増田祐介でございます。

この契約の相手方につきましては、1月26日に行いました4社の指名競争入札により決定をしておりますが、拠点整備タイプの交付を受けて実施する事業については、交付決定を受けた日以降でなければ事業に着手することはできない取扱いになっており、令和6年3月28日に交付決定がありましたので、今臨時会に提案させていただいたところでございます。

参考までに、指名した4社を申し上げますと、株式会社増田工務店、株式会社河北、松本建設株式会社、株式会社志田組でございます。

詳細説明は以上です。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。議案第38号高鍋駅舎大規模改修工事請負契約について、地域政策課より工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、既存駅舎の減築、トイレ部分の改築、内外装大規模改修、電気給排水等の設備に係る工事のほか、外構工事等を行う予定としております。

配付をしております資料を御覧ください。

1ページが外観図になります。2ページが外構を含めた図。この2ページの中ほどに斜線の部分がございますが、この部分を拡大したものが3ページ目になります。

3ページを御覧いただければと思います。工事は図面右側のトイレ、こちらをまず解体、そして撤去、新しいトイレの設置、そちらのほうから始まり、順次図面の右から左に向けて進んでいく予定です。

4ページは、高鍋駅本屋の管理運営に関する協定書に基づく管理運営の区分となります。

なお、駅舎の改修が終了した後に、当該協定を再度締結する予定としております。

説明は以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点のみ、ちょっと質疑を行いたいと思います。というのは、春成議員のほうからもちよつとございましたけれども、以前ですね。契約の内容の変更というか、金額の変更というのが多々あるんだけれどもというところがありましたが、この契約について金額の変更がある可能性があるのかどうか、今、契約を承認する段階である程度予想を聞いておきたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。変更、工事契約の変更についてでございますが、今回全てを新築というわけではございません。先ほど説明いたしましたとおり、現在ある物を崩して新しくやりかえる部分が出るという中で、おっしゃったように実際に工事に入ってみると予定と変わる工程が必要となる場合が想定されます。その場合においてできる限り現在の工事契約の内の中で何とか済ませたいと考えておりますが、必要に応じてまた再度御検討させていただければというところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 保育所の場合もそうでしたよね、床を開けてみないと分からないという状況が出てきている。西中の場合も掘ってみなければ分からなかったとか、いろんなことが出てくるわけですよ。そして、東小学校の空調設備についても同じだったと思うんですね。だから、やはり私たちが想定できないような部分なのか、それとも想定できる範囲だったのかということについては非常に難しい部分があるとは思っています。ただし、やはり、例えば保育園の床下などは1回ちょっと、1か所だけでもちょっと剥いてみればある程度予測できたのではないかとことは想定されるわけですよ。だから、西中の場合も東小学校の場合も想定外というところで、私はそういう認識をしておりましたので、賛成をさせていただきました。しかし、保育園の場合は、私は当初からちゃんと見積りについてはきちんとしてほしいということも申し上げておりました。だから、開けてみれば分かることであれば、今、工事を進めていかなければ分からないということにはならないと思うんですね。

だから、そういうことが多々ないように、業者ともしっかりと話し合いをしていただいて、少々のことには対応していただきたいということを、きちんと協定書の中にも盛り込んでいただいて、これ以上の金額が出ないようにお願いをしておきたいと私は思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。この入札の指名競争入札で行われたということですが、選定基準と、それから入札率をお願いします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。まず、その4社の指名した理由についてでございますが、この工事はJRの近接工事でございます。工事の施工に当たり鉄道の安全及び鉄道を利用する方の安全を確保するため、資格認定を受けた工事管理者を配置する必要があります。今回指名した4社は、この工事管理者が在籍し、かつ事業所のエリアが児湯郡及び宮崎市に所在している会社ということで指名をしたものでございます。

次に、落札率につきましては、95.08%でございました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号高鍋駅舎大規模改修工事請負契約につきましては、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和6年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員